

## 鳴門教育大学いじめ防止支援機構規則

平成27年3月24日  
規則第14号

改正 平成28年4月13日規則第14号  
平成29年3月8日規則第10号  
平成31年3月13日規則第11号  
令和2年3月11日規則第5号  
令和3年3月10日規則第8号  
令和7年3月27日規則第9号  
令和7年5月14日規則第13号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条の2及び第20条の規定に基づき、鳴門教育大学いじめ防止支援機構の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 鳴門教育大学に、いじめ問題の克服に寄与する事業の実施を目的として、いじめ防止支援機構（以下「機構」という。）を置く。

2 機構は、生徒指導支援センター及び発達臨床センターで構成し、各センターの連携により、事業を実施するものとする。

### (呼称)

第3条 機構は、「B P-C O R E (Center of Organization for Research and Education (about Bullying Prevention))」と称することができる。

### (機構長)

第4条 機構に、機構長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 機構長は、機構の事業を統括する。

### (副機構長)

第5条 機構に副機構長を置き、連携するセンター所長2人をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

### (顧問)

第6条 機構に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学外の有識者から学長が指名する。

3 顧問は、機構の運営に関し、指導及び助言を行う。

### (任期)

第7条 機構長の任期は、2年とし、再任されることがある。ただし、任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (担当職員)

第8条 機構の事業を担当する職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生徒指導支援センターに兼務を命ぜられた教員 若干人
- (2) 発達臨床センターに兼務を命ぜられた教員 若干人

- (3) 生徒指導支援センターに所属する研究員
- (4) 学長が必要と認める者  
(会議)

第9条 機構に、事業の計画と実施に関して必要な事項を審議するため、鳴門教育大学いじめ防止支援機構会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(事務)

第10条 機構の事務は、当分の間、学術情報推進課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された機構長の任期は、第6条の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。